

議案第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

平成28年9月23日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

知事部局に新設される台風災害復旧復興推進室に、台風災害復旧復興推進室長を配置することに伴い、岩手県知事から内申があった当該職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等として指定をするものである。

第2 改正の内容

岩手県知事から管理職員等の指定の内申があった当該職について、指定する必要があると認められることから、当該職を別表に加える。（別表関係）

第3 施行期日等（附則関係）

平成28年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組 織	職 員		組 織	職 員
	[略]			[略]	
知事 の事 務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい 者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学I L C推進室長 廃棄 物特別対策室長 若者女性協働推進 室長 医療政策室長 医師支援推進 室長 雇用対策・労働室長 ものづ くり自動車産業振興室長 競馬改革 推進室長 県産米戦略室長 総括課 長 総括調査監 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調 整監 ふるさと振興監 地域連携推 進監 医師支援推進監 県産米戦略 監 県産米生産振興監 県産米販売 推進監 会計指導監 課長及び担当 課長（部局等若しくは出納局又は室 課等の人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） 給与 人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務 学事課の特命課長 管財課の管理担 当課長 職員福祉担当課長 審査課 長 主任主査及び主査（部局等又は 出納局の主管室課等において人事、 給与又は服務に関する事務を担当す	知事 の事 務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい 者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学I L C推進室長 <u>台風 災害復旧復興推進室長</u> 廃棄物特別 対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 ものづくり自 動車産業振興室長 競馬改革推進室 長 県産米戦略室長 総括課長 総 括調査監 調査監 報道監 総務事 務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県 産米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長（ 部局等若しくは出納局又は室課等 の人事、給与又は服務に関する事務 を総括する者に限る。） 給与人事担 当課長 行政経営担当課長 調査担 当課長 予算担当課長 法務学事課 の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主 任主査及び主査（部局等又は出納局 の主管室課等において人事、給与又

<p>る者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事</p> <p>財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長</p>	<p>はサービスに関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事</p> <p>財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長</p>
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

管理職員検討表

組	織	検討対象の職					管理職員等指定基準			備考
		所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否	理由	
知事の事務部局	本庁	台風災害復旧復興推進室	台風災害復旧復興推進室長	新規	行8	5	第1-2	要	指定基準のとおり。	台風災害復旧復興推進室が新設され、当該組織の長が設置されるため。

県管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

県管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき人事委員会が定める「管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 21 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

本庁にあっては別表第 1 に、広域振興局にあっては別表第 2 に、広域振興局以外の出先機関にあっては別表第 3 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定するものとする。

第 3 管理職員等の指定手続

- 1 管理職員等の職の指定に当たっては、人事委員会は、各任命権者からの「管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、人事委員会の職権により各任命権者の了解を得て指定することがある。
- 2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨任命権者から申出があった場合には、人事委員会は、当該任命権者の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。
- 3 上記 2 の協議を行った場合には、人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他の任命権者の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 3 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

- 1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員
- 2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- 3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- 4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。）

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第1 (本庁)

区 分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 部、局若しくはこれに相当する組織の長の職及び当該職を直接補佐する職又はこれらと同等の格付けの職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書①
	2 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	3 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職を直接補佐する職で、人事、給与又は服務に関する事務を担当する職	ただし書③ ただし書④
	4 部、局若しくはこれに相当する組織の主管室課等で、部、局若しくはこれに相当する組織の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④
知事の事務局	5 県政の調査に関する事務を担当する主任主査、主査及びこれを統括する職	ただし書⑤
	6 知事、副知事の秘書に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	7 法規審査に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	8 人事、組織、定数、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	9 県の予算に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	10 庁舎管理に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職並びに守衛の長の職	ただし書⑤
	11 職員の厚生福利に係る計画の策定に関する事務を統括する職	ただし書⑤
	12 決算及び歳計現金（給与及び旅費に限る。）の管理に関する事務を統括する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	13 秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
	14 人事、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務（免許事務を除く）を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
人事委員会事務局	15 主任主査又は主査及び公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職	ただし書④
議会事務局	16 議長の秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④

備考 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。

別表 第2 (広域振興局)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
広域振興局	1 局長、副局長、保健福祉環境技監、部長及びセンター所長	ただし書②
	2 部の室長等の内部組織の長で、当該内部組織に係る服務上の権限を有する管理的な地位にある職	ただし書③
	3 局の人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する管理主幹又は課長	ただし書③
	4 出先事務所の長の職（総括課長級以上の職位に限る。）	ただし書③

備考 「出先事務所の長」とは、広域振興局の内部組織のうち、事務所が単独である場合等の事情により実質的に部下職員の服務上の権限を有する職をいい、出張所長、ダム建設事務所長、土木事務所及び林務事務所長等の職をいう。

別表 第3 (出先機関)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 出先機関の長の職（所長等が非常勤の場合にあっては次席の者）	ただし書②
	2 出先機関の長の職を直接補佐する職	ただし書②
	3 出先機関の出張所等の長で、服務に関する事務を担当する職	ただし書③
知事の事務部局	4 出先機関の長が本庁の室長と同等の格付である機関にあっては、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長又は課長（総括課長級以上の職位に限る）	ただし書③
教育委員会の事務局等	5 教育職員の人事管理に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	6 学校の校長、教頭（人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する者に限る）及び事務長	ただし書③
	7 部又は課を置く機関にあっては、人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する部長又は課長	ただし書③

備考1 「出先機関の出張所等の長」には「船長」の職にあるものを含むものとする。

備考2 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。